

第32号議案

神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例の件
神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例

神戸市高速鉄道乗車料条例（昭和52年3月条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「230円」を「240円」に，「270円」を「280円」に，「340円」を「350円」に，「370円」を「380円」に，「400円」を「410円」に，「430円」を「440円」に，「460円」を「470円」に改め，同号イ及び同項第3号中「その端数金額を切り上げるものとする。」を「これを切り上げて得た額」に改め，同号アの表中

「

8,020円	4,940円
9,230円	5,680円
10,430円	6,420円
12,030円	7,410円
13,240円	8,150円
14,440円	8,890円
15,640円	9,630円
16,850円	10,370円
18,050円	11,110円

を

」

「

8,160円	5,030円
9,400円	5,780円
10,620円	6,530円
12,250円	7,540円

13,480円	8,300円
14,700円	9,050円
15,920円	9,800円
17,160円	10,560円
18,380円	11,310円

に改め、同号エの表中

16,110円	17,980円	12,040円
18,520円	20,680円	13,840円
20,940円	23,380円	15,650円
24,160円	26,970円	18,060円
26,580円	29,670円	19,870円
29,000円	32,370円	21,670円
31,400円	35,060円	23,480円
33,820円	37,760円	25,280円
36,240円	40,450円	27,090円

を

16,400円	18,310円	12,260円
18,860円	21,060円	14,090円
21,320円	23,810円	15,930円
24,600円	27,460円	18,390円
27,070円	30,210円	20,230円
29,530円	32,960円	22,070円
31,980円	35,700円	23,910円
34,440円	38,450円	25,740円
36,910円	41,190円	27,590円

に改め、同号オを次のように

改める。

オ 大学生（大学等（学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）をいう。以下同じ。）又は管理者が大学等と同等の機能を有すると認める施設に通学するために本市高速鉄道を利用する者をいう。以下同じ。）に係る通学定期料金

アからエまでの規定に基づく通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

第3条第1項第3号に次のように加える。

カ 高校生（高等学校等（学校教育法第1条に規定する高等学校，中等教育学校（後期課程に限る。），特別支援学校（高等部に限る。）又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）をいう。以下同じ。）又は管理者が高等学校等と同等の機能を有すると認める施設に通学するために本市高速鉄道を利用する者をいう。以下同じ。）に係る通学定期料金

オの規定に基づく大学生の通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

キ 中学生（中学校等（学校教育法第1条に規定する中学校，義務教育学校（後期課程に限る。），中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（中学部に限る。）をいう。以下同じ。）又は管理者が中学校等と同等の機能を有すると認める施設に在学する者（これらに準ずる者として管理者が認めるものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る通学定期料金

オの規定に基づく大学生の通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

ク 小児に係る通学定期料金

オの規定に基づく大学生の通学定期料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額

第6条第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに掲げる者で第3条第1項第3号の通学定期料金を支払つたもの 通学定期券

ア 第3条第1項第3号オに規定する大学生

イ 第3条第1項第3号カに規定する高校生

ウ 第3条第1項第3号キに規定する中学生

エ 学校教育法第1条に規定する幼稚園，小学校，義務教育学校（前期課程に限る。）若しくは特別支援学校（幼稚部及び小学部に限る。）又は管理者がこれらと同等の機能を有すると認める施設に在学する小児（これらに準ずる小児として管理者が認める小児を含む。）

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項第2号の通学定期券については，同号アからエまでに掲げる対象者の区分その他の事由に応じて，種類を設けるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に神戸市高速鉄道乗車料条例第5条の規定に基づき発行された回数券については，この条例による神戸市高速鉄道乗車料条例の改正に伴う料金の変更の有無にかかわらず，なお従前の例により使用することができるものとする。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の神戸市高速鉄道乗車料条例第6条の規定に基づき発行された定期券であってこの条例の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては，この条例による神戸市高速鉄道乗車料条例の改正に伴う料金の変更及び定期券の種類の変更の有無にかかわらず，なお従前の例により使用することができるものとする。
- 4 施行日前に神戸市高速鉄道乗車料条例第8条の2第1項の規定に基づき発売された前払式料金カードであってこの条例の施行の際に支払うことができる料金に残額があるものについては，施行日以後に本市高速鉄道に関して支払のために使用した場合には，当該残額からこの条例による改正後の神戸市高速鉄道乗車料条例の規定に基づく料金の分が差し引かれるものとする。この場合において，当該残額が支払うべき料金の額に満たないときは，当該残額

の全額が差し引かれるものとし，かつ，当該前払式料金カードの所持人は，支払うべき料金の残りの額を別の手段で支払わなければならないものとする。

理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市高速鉄道乗車料条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(料金)

第3条 料金は、次に掲げる料金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 普通料金 次に掲げる額の範囲内において交通事業管理者（以下「管理者」という。）が定める額

ア 大人（12歳以上の者（イの小児に該当する者を除く。）をいう。以下同じ。）

1人1乗車につき1区間にあつては210円、2区間にあつては230円、3区間にあつては270円、4区間にあつては310円、5区間にあつては340円、6区間にあつては370円、7区間にあつては400円、8区間にあつては430円、9区間にあつては460円

240円

280円

350円

380円

410円

440円

470円

イ 小児（1歳以上12歳未満の者をいい、12歳以上の者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（管理者がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。）大人の普通料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）

これを切り上げて得た額

(2) 略

(3) 定期料金 次に掲げる額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の範囲内において管理者が定める額

これを切り上げて得た額

ア 通用期間が1箇月のもの

種別 区間	普通定期料金	通学定期料金
1 区間	8,020円	4,940円
2 区間	9,230円	5,680円
3 区間	10,430円	6,420円
4 区間	12,030円	7,410円
5 区間	13,240円	8,150円
6 区間	14,440円	8,890円
7 区間	15,640円	9,630円
8 区間	16,850円	10,370円
9 区間	18,050円	11,110円

	8,160円	5,030円
	9,400円	5,780円
	10,620円	6,530円
	12,250円	7,540円
	13,480円	8,300円
	14,700円	9,050円
	15,920円	9,800円
	17,160円	10,560円
	18,380円	11,310円

イ, ウ 略

エ 通用期間が1学期, 2学期及び3学期のもの（通学定期料金に限る。）

種別 区間	1学期定期料金	2学期定期料金	3学期定期料金
1 区間	16,110円	17,980円	12,040円
2 区間	18,520円	20,680円	13,840円
3 区間	20,940円	23,380円	15,650円
4 区間	24,160円	26,970円	18,060円
5 区間	26,580円	29,670円	19,870円
6 区間	29,000円	32,370円	21,670円
7 区間	31,400円	35,060円	23,480円

	16,400円	18,310円	12,260円
	18,860円	21,060円	14,090円
	21,320円	23,810円	15,930円
	24,600円	27,460円	18,390円
	27,070円	30,210円	20,230円
	29,530円	32,960円	22,070円
	31,980円	35,700円	23,910円

2 略

(定期券)

第6条 管理者は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める定期券を発行する。

(1) 略

(2) 次のいずれかに掲げる者で第3条第1項第3号の通学定期料金を支払つたもの 通学定期券

ア 学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）大学若しくは高等専門学校又は管理者がこれらと同等と認める学校等に通学のため乗車する者

イ 学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）若しくは特別支援学校（高等部を除く。）又は管理者がこれらと同等と認める学校等に在籍する者その

る。）をいう。以下同じ。）又は管理者が中学校等と同等の機能を有すると認める施設に在学する者（これらに準ずる者として管理者が認めるものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る通学定期料金

オの規定に基づく大学生の通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

ク 小児に係る通学定期料金

オの規定に基づく大学生の通学定期料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額

(2) 次のいずれかに掲げる者で第3条第1項第3号の通学定期料金を支払つたもの 通学定期券

ア 第3条第1項第3号オに規定する大学生

イ 第3条第1項第3号カに規定する高校生

ウ 第3条第1項第3号キに規定する中学生

エ 学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）若しくは特別支援学校（幼稚園及び小学部に限る。）又は管理者がこれらと同等の機能を有すると認める施設に在学する小児（これらに準ずる小児として管理者が認める小児を含む。）

他管理者が必要と認める者

2 前項第2号の通学定期券については、同号アからエまでに掲げる対象者の区分その他の事由に応じて、種類を設けるものとする。